

石川の教育推進会議の設置について

石川の教育推進会議

「いしかわ」の未来を拓く心豊かな人づくりを目指した教育を推進するため、今日的な教育課題や国の教育改革の動向等を踏まえて、本県教育の理念や方向性等について検討する。

〔委員〕 20名

- ・ 教育関係者
- ・ 経済界代表
- ・ 市町代表 等

〔任期〕 平成22年4月21日から2年間

〔開催回数〕 年4回程度

※本年度中は、本県の教育振興基本計画の策定を中心に協議

部 会

〔委員〕 8名程度

〔任期〕 2年間

※必要に応じて設置

石川の教育推進会議設置要綱

(目的)

第1条 「いしかわ」の未来を拓く心豊かな人づくりを目指した教育を推進するため、今日的な教育課題や国の教育改革の動向等を踏まえて、本県教育の理念や方向性等について検討する石川の教育推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(職務)

第2条 推進会議は、教育委員会の諮問に応じ、本県教育の理念や方向性等について検討を行うものとする。

(組織)

第3条 推進会議は、委員をもって組織する。

2 委員は、有識者等のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 推進会議に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(臨時委員)

第6条 推進会議に、必要に応じ、専門的な立場から意見を述べる臨時委員を置くことができるものとする。

(会議)

第7条 推進会議の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 推進会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(部会)

第8条 推進会議に、必要に応じ、専門的事項について資料収集、調査検討を行う部会を置くことができる。

2 部会の委員は、推進会議委員及び教育に関し識見を有するものうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、教育委員会事務局庶務課において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか推進会議の運営に関する必要な事項は、委員長が定める。

附 則

平成18年4月21日施行

平成19年4月 1日一部改正

平成22年4月21日全部改正

石川の教育推進会議委員名簿

敬称略・五十音順

氏 名	役 職 名
浅香久美子	石川県市町教育長会会長
浅田 秀雄	石川県高等学校長協会会長
新家 久司	石川県経営者協会常任理事
有田 利一	石川県私立中学高等学校協会会長
上田 弘志	連合石川会長
大林 重治	七尾商工会議所副会頭
小川 哲哉	石川県N I E推進協議会事務局長
小田 禎彦	金沢経済同友会理事
加藤 恭子	金沢工業大学名誉教授
金川 克子	石川県立看護大学参与
桑村佐和子	石川県立大学教養教育センター准教授
高松百合子	石川県P T A連合会副会長
田邊 俊治	金沢大学人間社会研究域学校教育系教授
中山 秀悟	石川県小中学校長会会長
松澤 照男	北陸先端科学技術大学院大学情報科学センター教授
松本 耕作	石川県高等学校P T A連合会顧問
丸山 利輔	石川県県立大学参与
連 重雄	石川県高等学校定時制通信制教育振興会会長
吉田 亮一	石川県特別支援学校長会会長
吉村 順子	鶴見大学文学部日本文学科教授

総数 20名 任期：平成24年4月20日まで